

※就学支援金認定番号

R - 001 - 02 - 0050 -

年 月 日

北海道教育庁石狩教育局長 様

北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

【1. 申請者について】

ふりがな			申請者の電話番号
申請者氏名			
申請者住所	〒 -		
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 本人 ・ その他 ()		

【2. 対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
氏 名							
基 準 学 日 現 在 学 に 校	学 校 名	北海道北広島高等学校					
		国 立 ・ 公立 学校 第 学年 (年次)					
		学校の種類・課程・学科： 高等学校 (全日制) 普通科					
	学校の所在地	北海 都道府県 北広島 市区町村 共栄 3 0 5 番地 3					
	在学期間	年 月 日 ~ 現 在 ・ (年 月 日)					
	奨学給付金 受給回数	回 (昨年度までに奨学給付金を受給した回数)					
過 去 の 高 等 学 校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名	立	~	年 月 日	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
							なし 1回 2回 3回 4回 不明
							□ □ □ □ □ □
	学校名	立	~	年 月 日	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
							なし 1回 2回 3回 4回 不明
							□ □ □ □ □ □

【3. 同意事項について】

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。（次の内容を確認の上、□全てにレ印を付けてください。）

☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は北海道以外の都府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定の状況及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。

☐ 保護者等又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されていません。

(1) 高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業

(2) 北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(裏)

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 生活保護受給世帯の方

・次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※ 様式第2号又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出してください。

生業扶助を受給している場合は、以下、記載は不要です。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の方

① 次の内容を確認の上、ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。

ア 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	保護者（親権者）2名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が2名存在する場合
②	☐	保護者（親権者）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により保護者（親権者）が1名の場合、 ・保護者（親権者）が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者（親権者）の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者等の課税証明書等を北海道教育委員会に提出している、又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録したため、提出を省略します。 ※ただし、就学支援金の申請・届出の際、保護者等全員の課税証明書等を提出していない場合（控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等）は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。 ☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。 ☐ 「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号を利用することに同意します。

② (2) に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※学校等受付日

年 月 日

記入上の注意

1 【2. 対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。

- (1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- (2) 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

2 【4. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下同じ。）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

(1) 『生活保護受給世帯』に該当する場合

7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を提出してください。

(2) 『道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯』に該当する場合

ア アの②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

アの②のうち、「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、⑤及び⑥並びにイの①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

イ アの①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等を提出してください。

ウ アの⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における被扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書（様式第4号））を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

エ イの②に該当する方のうち、就学支援金申請・届出の際に控除対象配偶者の課税証明書等を添付しなかった場合は、控除対象配偶者1名分の課税証明書等を添付し、『控除対象配偶者課税証明書等提出』の□欄にレ印を付けてください。

オ イの②のうち、『省略課税証明書等担当者確認欄』は、既に提出されている課税証明書等を確認の上、審査担当者が押印してください。

カ ②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、給付金を受給できません。
- 申請者又は対象となる高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。
- 給付の回数は、1人の高校生等につき、年1回通算3回（定時制、通信制高等学校等に通う高校生等は4回を上限とします。ただし、学び直しの支援を受けている場合は、この限りではありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

(証明者) 印

次の世帯が、令和 年 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住 所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
証明書の使用目的 北海道公立高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

※ 従来の「生活保護受給証明書」等により、認定基準日現在の高校生等本人に係る「生業扶助（高等学校等就学費）」の措置状況が確認できる場合は、代用を可とする。

※ この欄は、押印を省略する場合に記載してください。

担当課名
連絡先

※ こちらは記載不要です。

振込者コード

口座振込申出書

年 月 日

北海道教育庁石狩教育局長 様

学 校 名 北海道北広島高等学校

課程・学年 (全日制・定時制・通信制・専攻科) 年

生徒等氏名

申請者氏名

〒

申請者住所

※右詰めで記入し、市外局番も必ず記入してください。ハイフン（-）は不要です。

申請者
電話番号

私に対する北海道公立高校生等奨学給付金については、下記のとおり口座振込されるように申し出いたします。

記

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協 労働金庫	本店 支店 支所	預金種目 ※○を付けてください。	口座番号 ※右詰めで記入し、空欄は0を記入してください。											
	コード	金融機関コード	店番号	普通・当座												
	口座名義（漢字）		口座名義（フリガナ）		※姓と名の間は1マス空け、濁点等も1字として記入してください。											

●記入上の注意点

- 1 口座名義は、申請者本人の口座に限ります。
- 2 預金種目は、普通預金又は当座預金に限ります。（貯蓄預金、定期預金は振込できません。）
- 3 口座番号等は、通帳等をよく確認して記入してください。
- 4 金融機関コードが不明の場合は、空欄としてください。その他は必ず記入してください。
- 5 振込先がゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙の裏面に印字されている「預金者名」、
「…他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください。
【店名】 【店番】 【預金種目】 【口座番号】」
などが記載されている部分からその内容を記入してください。
なお、通帳に記載がない場合は、郵便局に持参し印字を依頼してください。
- 6 名義変更等で振込先の内容が変わった際には、再提出してください。
- 7 道立高等学校（専攻科含む）にあつては、所管の教育局長あて提出してください。

令和 年 月 日

扶 養 誓 約 書

北海道教育庁石狩教育局長 様

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。
□この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者氏名	
①被扶養者との続柄（注）	
②被扶養者氏名	
②被扶養者との続柄（注）	
③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄（注）	

（注）扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

記入例【申請する全ての方】

学校へ提出する年月日を

年 月 日

※お願い

ボールペン等で記入してください。

えんぴつやインクが消えるボールペンは使用しないでください。

北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書

保護者等の氏名を記入してください。

北海

保護者等がない場合は、生徒本人の氏名を記入してください。

します。

【1. 申請者について】

ふりがな	ほっかい いちろう	申請者の電話番号
申請者氏名	北海 一郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
申請者住所	〒060-8544 北海道札幌市 北区 中央区北3条西7丁目	
高校生等との関係	親権者 本人 訂正する場合は二重線で消してください（訂正印の押印は不要です）。	

【2. 対象となる高校生等について】

ふりがな	ほっかい たろう	生年月日	昭和 平成 令和	〇 年 〇 月 〇 日
氏 名	北海 太郎			
基準 学日 す現 在学 に校	学 校 名	北海道〇〇高等学校		
		国 立 ・ 公 立 学校 第 2 学年（年次）		
		学校の種類・課程・学科：高等学校（全日制）		
	学校の所在地	北海 都道府県 〇〇 市区町村 〇〇〇〇		
	在学期間	令和7年4月1日 ～ 現在 （ 年 月 日 ）		
	奨学給付金 受給回数	1 回（昨年度までに奨学給付金を受給した回数）		
過 去 の 高 等 学 校 等 に お け る 在 学 期 間	学校名	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
	〇〇県立〇〇高等学校		高等学校(全日制)	なし 1回 2回 3回 4回 不明
				☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
				なし 1回 2回 3回 4回 不明
				☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

別の高等学校等に在学していたことがある場合は、
在学期間等を記載してください。

【3. 同意事項について】

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。（次の内容を確認の上、□全てにレ印を付けてください。）

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 全ての項目に該当することを確認の上、レ印を付けてください。
- ☒ ※1つでも該当しない項目がある場合は、給付対象となりません。
- の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。
- ☒ 保護者等又は高校生等が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されていません。
- (1) 高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業
- (2) 北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(裏)

【4 保護者等の収入の状況について】

記入例【生活保護を受給している方】

(1) 生活保護受給世帯の方

・次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

☒ 様式第2号又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を出してください。

生業扶助を受給している場合は、以下、記載は不要です。

レ印を付けてください。

以下、記入不要です。

※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる証明書を添付してください。

の世帯の方

付けてください。

する場合

②	☐	保護者（親権者）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により保護者（親権者）が1名の場合、 ・保護者（親権者）が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者（親権者）の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者等の課税証明書等を北海道教育委員会に提出している、又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録したため、提出を省略します。 ※ただし、就学支援金の申請・届出の際、保護者等全員の課税証明書等を提出していない場合（控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等）は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。 ☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。 ☐ 「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号を利用することに同意します。

控除対象配偶者課税証明書等提出	☐	省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当員記入欄	確認済	☒
-----------------	--------------------------	--------------------------	-----	-------------------------------------

② (2)に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※学校等受付日

年 月 日

【4 保護者等の収入の状況について】

記入例【道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の方】

※ 就学支援金の申請時にすでに個人番号を提出している場合も、改めて課税証明書の提出が必要になります！

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

①	☒	保護者(親権者) 2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、保護者(親権者)が2名存在する場合
②	☐	保護者(親権者) 1名分 (者を除く。) 離婚、死別等により保護者(親権者)が存在できない場合 等
③	☐	未成年後見人() 親権者が存在せず、未成年後見人が存在する場合 等 ※ 未成年後見人が法人である場合は所産に関する権限のみを行使することとされている場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1名分 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

◎課税証明書は、

- ①「令和7年度道民税・市町村民税(非課税)証明書」
- ②「令和7年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- ③「令和7年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません(※添付省略の場合を含む)。

①	☐	所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者(親権者)の個人番号を利用している場合に省略が可能です。 就学支援金の申請時に既に「課税証明書」を提出している場合に省略が可能です。 ※ 全員対象配偶者の奨学給付金 就学支援金の申請時に控除対象配偶者の課税証明書の提出を省略した場合は、レ印を記入し課税証明書 では省略できませんので提出してください。

☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。

☐「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務手続を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号を利用することに同意します。

② (2)に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

必ず確認し、レ印を記入してください。

※学校等受付日

年 月 日

【4 保護者等の収入の状況について】

(記入例【道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の方】

※ 収入状況を証明する書類を添付してください。

☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※ 様式第2号又は生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出してください。

次のいずれかの該当箇所に必ずレ印を記入してください。

ア ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 保護者（親権者）2名分

生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が2名存在する場合

② 保護者（親権者）1名分

（者を除く。）

離婚、死別等により保

護者（親権者）が存在

できない場合 等

③ 未成年後見人（ ）

親権者が存在せず、未

※ 未成年後見人が法人である場合は所定に

る者を除く。

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ 主たる生計維持者1名分

親権者又は未成年後見人が存在しない場合、

成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑥ 高校生等本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

◎課税証明書は、

①「令和7年度道民税・市町村民税（非課税）証明書」

②「令和7年度給与所得に係る市町村民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し

③「令和7年度道民税・市町村民税納税通知書」の写し

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

① ☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。

就学支援金の申請・届出の際、既に「課税証明書」等を提出している又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合に省略が可能です。

就学支援金の申請時に控除対象配偶者の課税証明書の提出を省略した場合は、レ印を記入し課税証明書を添

② ☐ 課税証明書等は省略できませんので提出してください。

対象配偶者の課税証明書等提出 ☐ 省略課税証明書担当者確認欄 確認済 ④

☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。

☐ 個人番号関係書類の添付を省略する場合

を処理するときに限って、就学支援ことに同意します。

② (2) に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

必ず確認し、レ印を記入してください。

※学校等受付日

年 月 日

添付書類①【生活保護を受給している方】

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和7年 月 日

社会福祉事務所等の証明を受けてください。

(証明者)

印

基準日である「令和7年(2025年)7月1日現在」の証明を受けてください。

次の世帯が、令和7年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名 北海 一郎	住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
北海 一郎	本人	昭和〇〇年〇月〇日	平成26年7月1日
北海 花子	妻	昭和〇〇年〇月〇日	平成26年7月1日
⋮			
保護開始日は基準日以前であること。			
世帯員の氏名、続柄、生年月日、保護開始日は申請者本人が記載してください。			
証明書の使用目的 北海道公立高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
この証明書が「生業扶助（高等学校等就学費）」の証明がある「生活保護受給証明書」のどちらかを提出してください。			

※ 従来の「生活保護受給証明書」等により、認定基準日現在の高校生等本人に係る「生業扶助（高等学校等就学費）」の措置状況が確認できる場合は、代用を可とする。

※ この欄は、押印を省略する場合に記載してください。

担当課名

連絡先

添付書類②【生活保護を受給している方】

生活保護受給証明書

住 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

世帯主氏名 北海 花子

生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日

続 柄	氏 名	生年月日
母	北海 花子	昭和〇年〇月〇日
長男	北海 道男	平成〇年〇月〇日
次男	北海 太郎	平成〇年〇月〇日
三男		

「生業扶助（高等学校等就学費）」の記載があることを確認してください。※記載箇所は問いません（例えば、使用目的欄等を活用して、記載いただいても問題ありません）。

扶助の種類

生活扶助

住宅扶助

教育扶助

介護扶助

医療扶助

生業扶助（高等学校等就学費）

受給期間

令和4年10月1日 から 令和一一年一月一日 まで

使用目的

受給開始日は基準日（令和7年(2025年)7月1日）以前であること。

北海道公立高校生等奨学給付金の申請手続きに使用するため

宛 先 北海 花子 様

証明書の日付は基準日（令和7年(2025年)年7月1日）以降であること。

上記の世帯は生活保護法による保護を受給していることを証明する。

令和7年（2025年）7月7日
〇〇市保健福祉部長 〇〇 〇〇

この証明書は社会福祉事務所から取得できる「生活保護受給証明書」の例です。必ず、扶助の種類に「生業扶助（高等学校等就学費）」が記載されているものを提出してください。この証明書が様式第2号（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書）のどちらかを提出してください。

※ こちらは記載不要です。

※ 必ず申請者（保護者等）名義の口座を記載してください。

口座振込申出書

北海道教育庁〇〇教育局長 様

年 月 日

学校へ提出する年月日
を記入してください。

学 校 名 北海道〇〇高等学校

課程・学年 (全日制・定時制・通信制・専攻科)

年

生徒等氏名 北海 太郎

申請者氏名 北海 一郎

記名が必要です。

〒 0 6 0 - 8 5 4 4

申請書（様式1-1）
と同じ「申請者名」
「住所」「電話番号」
を記載してくだ
さい。

申請者住所 札幌市中央区北3条西7丁目

※右詰めで記入し、市外局番も必ず記入してください。ハイフン（-）は不要です。

申 請 者
電話番号私に対する金融機関名・本支店名を必ず記載してください。コードが不明な場合は、空欄で結構です。
（記載例は「ゆうちょ銀行」です。支店名と店番号コードが同じになります。）

金融機関名	ゆうちょ	本店	預金種目	口座番号
金融機関コード	9 9 0 0	店番号	普通・当座	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
口座名義（漢字）	北海 一郎	口座名義（フリガナ）	※姓と名の間は1マス空け、濁点等も1字として記入してください。	

●記入上の注意点

- 1 口座名義は、申請者本人の口座に限ります。
- 2 預金種目は、普通預金又は当座預金に限りま。す。（貯蓄預金、定期預金は振込できません。）
- 3 口座番号等は、通帳等をよく確認して記入してください。
- 4 金融機関コードが不明の場合は、空欄としてください。その他は必ず記入してください。
- 5 振込先がゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙の裏面に印字されている「預金者名」、
「…他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、
次の内容をご指定ください。
【店名】 【店番】 【預金種目】 【口座番号】」
などが記載されている部分からその内容を記入してください。
なお、通帳に記載がない場合は、郵便局に持参し印字を依頼してください。
- 6 名義変更等で振込先の内容が変わった際には、再提出してください。
- 7 道立高等学校（専攻科含む）にあつては、所管の教育局長あて提出してください。

【注 意】

給付金を受給する口座は必ず書き留めていただくか、「口座振込申出書」をコピーしておいてください。後日問い合わせをいただいても、個人情報であるため、電話での回答ができない場合がありますので御了承ください。

所得（市・道民税）証明書

納税義務者 住所
氏名

添付書類（課税証明書）
【道民税・市町村民税所得割額が非課税の方】

添付目的：学校関係申請用

平成 年度	合計所得金額 ¥0円	市・民税 所得割額 ¥0円	道民税 所得割額 ¥0円	年 税 額 ¥0円
以下	年分の所得の内訳	所得 控 除 額 等 の 内 訳		
		基礎・控除 ¥0円	基礎 ¥0円	
		医療費 ¥0円	基礎（基） ¥0円	
		社会保険料		
		小規模共済		
		生命保険料		
		地震保険料	¥0円	基礎 ¥330,000円
			控除額計 ¥330,000円	
	扶養親族 の 内 訳	控除額計 ¥330,000円		
	配偶者 一般 1人 特定 0人 0人 0人	扶養者 一般 1人 年少 0人 0人 0人		
		障害者 特別障害 0人 普通障害 0人 0人 0人		
		本人該当		

申請する「年度」の証明書が必要です。

こちらの「道民税・市町村民税」のうち「所得割額」が「0円」の方が該当になります。100円以上の金額が記載されている方は奨学給付金の対象者とはなりません。

本書のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

札幌市長